

くらしよし安心ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成6年倉吉市条例第20号）及び第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（令和3年3月11日倉吉市長決裁）の理念に基づき、多様な性や価値観を持つ市民が、互いに尊重し合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちづくりを目指し、鳥取県が実施する、とっとり安心ファミリーシップ制度に基づいて鳥取県から交付された届出受理証明書、携帯用カードを提示した者に対し本市が提供する行政サービス等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる語の意義は、次の各号に掲げる語の区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) ファミリーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係又はその子や親と一緒に家族として協力し合う関係をいう。
- (2) 届出受理証明書 鳥取県が、ファミリーシップ関係にある者から受けた当該ファミリーシップ関係に関する届出を受理したことを証明する書面をいう。
- (3) ファミリーシップ関係行政サービス等 行政手続、公共施設でのサービスその他の本市による物品又は役務の提供（以下「行政サービス等」という。）であって事実婚関係にある者に対して提供されるもののうち、市がファミリーシップ関係にある者に対しても提供することが適当と認めるものをいう。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の提供)

第3条 市は、届出受理証明書を提示した者に対して行政サービス等を提供する際に、事実婚関係にある者、その子又はその親と同様の取扱いをするものとする。ただし、法令上の制約、事務的な隘路その他の困難がある場合は、この限りでない。

(ファミリーシップ関係行政サービス等の一覧)

第4条 市は、利用可能なファミリーシップ関係行政サービス等の一覧を作成し、市の公式ウェブサイト等で公表するものとする。

2 市は、必要に応じてファミリーシップ関係行政サービス等の一覧の見直しを行うものとする。

(連携及び協力)

第5条 市は、ファミリーシップ関係にある市民が安心して暮らせる社会環境の整備を図るため、県や他の市町村、事業者や団体等と連携・協力するものとする。

(啓発及び教育)

第6条 市は、多様な性や価値観を持つ住民が、互いに尊重し合い、差別や偏見に基づく不当な扱いを受けることをなくするため、啓発や教育活動を推進するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。